

Vol.40 「世紀を超えて」

WIPO 事務局長補 夏目 健一郎

1. 外交会議

2024年はWIPOにとって外交会議の年であるといえる。まず5月に遺伝資源等に関する外交会議がジュネーブで開催される。そして下半期の11月にはサウジアラビアで意匠法条約に関する外交会議が開催される。今回は5月の外交会議について紹介させていただきたい。

2. 1999年

時は1999年。まだ20世紀である。映画マトリックスがヒットし、世の中はまだフィーチャーフォン、いわゆるガラケーの全盛期である。

そんな20世紀末の1999年に、特許の手続きに関する世界的調和を目指した条約交渉の中で、生物・遺伝資源の出所情報を特許明細書に記載することを義務付ける提案がなされた。これは交渉の成果である特許法条約には最終的に盛り込まれなかったが、さらに議論を進めるため遺伝資源等政府間委員会が設立され、2001年に第1回会合が開催された¹。

3. 出所開示要件

遺伝資源等政府間委員会での20年以上に及ぶ議論を経て、2022年のWIPO総会で遺伝資源および関連した伝統的知識に関する外交会議が開催されることが決まった。2024年5月13日から24日まで開催される外交会議はこれまでの議論の集大成として国際条約²の採択を目指す。

この交渉は、特許制度の効率性、透明性及び質を向上させ、また遺伝資源及び遺伝資源に関

連する伝統的知識に関して、新規性もしくは進歩性がない発明が誤って特許されることを防ぐことを目的とする。そのための方策として提案されているのが、最大の論点でもある、遺伝資源出所開示要件である。

これまでの交渉で様々な草案が議論されてきたが、今回の外交会議の議論のベースになる基本提案³では次のような案が示されている。

(1) 出所開示要件の導入 (第3条)

特許出願における出所開示要件を義務としている。対象となるのは、(a) 遺伝資源そのものと (b) 遺伝資源に関する伝統的知識である。遺伝資源（例えばジャングルの奥地に自生する植物の葉）自体は既に知られていても、その遺伝資源（植物の葉）の効用（食欲を抑える＝伝統的知識）が現地のコミュニティだけで伝わる伝統的知識である場合もあるので、遺伝資源と遺伝資源に関する伝統的知識の両者を対象としている。本稿では、遺伝資源と遺伝資源に関する伝統的知識をまとめて「遺伝資源等」とする場合がある。

特許出願において、特許を求める発明が、遺伝資源等に実質的もしくは直接的に基づいている場合には、遺伝資源の原産国と遺伝資源に関する伝統的知識を供する先住民や地域コミュニティを開示する必要がある。もしも出願人がこれらの情報を知らない場合には、その旨を宣言する必要がある。各国特許庁においては出所開示の正当性を確認する義務は負わないが、出所開示のためのガイダンスを示す必要がある。

(2) 出所開示義務への対応 (第6条)

出所開示義務を順守しなかった場合、各国内法に従い、適切、効果的かつ相応の対応の対象となるが、出願人には出所開示を修正する機会が与えられなければならない。出所開示要件に関する不正目的がある場合に限り、特許は無効又は実施不可とすることができる。不正の場合を除いて、出所開示要件を満たさなかったことだけに基づいて特許無効又は実施不可とする必要はない。

(3) 非適用 (第5条)

条約の批准又は受諾前の特許出願に関しては、この条約の義務の適用の範囲外である（適用しない）。

(4) 遺伝資源等データベース (第7条)

加盟国が一定の条件のもとに遺伝資源等のデータベースを作成することができる。これが各国で特許審査を行う官庁からアクセス可能となれば、誤った特許付与防止に貢献することが期待できる。

(5) 利益配分

出所開示要件が求められた背景として、最終的に遺伝資源等の保有者に対する利益配分がある。遺伝資源等を使って商品を開発して利益が得られたのであれば、その利益を遺伝資源等の

保有者にも配分すべき、という主張である。利益配分については生物多様性条約や名古屋議定書には規定があるが、今回の基本提案には利益配分についての規定はない。しかし、この特許出願における出所開示要件が間接的に生物多様性条約や名古屋議定書の実施に貢献することが期待される。

4. 2024年

そして21世紀の2024年である。ガラケーは姿を消しスマートフォンが生活の一部になり、生成AIが随所で導入されている。劇的な変貌を遂げる時代の中、5月の外交会議では各国からの代表団がジュネーブにて最終的な交渉を行う。世紀を超えて開催に至った今回の外交会議は密度の濃い2週間となると思われるが、充実した議論が行われることを期待したい。

¹ 拙著「遺伝資源と知的財産に関する議論の動向」3。(1) (<https://www.inpit.go.jp/content/100060439.pdf>) 等。

² 「国際条約」については原文はinternational legal instrumentという表現を使っている。最終的な成果物がどのような性格のものになるかを限定していないため、条約 (Treaty, Agreement等) になるかその他の形になるかは現段階では決まっていない。日本語にすると国際法的文書などと訳出できるが、本稿では簡便のため便宜的に「国際条約」とさせていただいた。

³ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/gratk_dc/gratk_dc_3.pdf

NATSUME, Ken-ichiro (WIPO 事務局長補)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、PCT国際協力部長、PCT法務・国際局上級部長を経て、2021年1月から現職。